

資源管理協議会による取組の効果の検証結果（一覧）

協定名	検証結果	対象資源（注1）
まあじ・まいわし・さば類等に関する大中型まき網漁業の資源管理協定	「取組の効果があり継続する」	<ul style="list-style-type: none"> ●くろまぐろ（小型魚） ●くろまぐろ（大型魚） ●まあじ ●まいわし太平洋系群 ●まいわし対馬暖流系群 ●するめいか ●まさば及びごまさば太平洋系群 ●まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
ずわいがに日本海系群B海域に関するずわいがに漁業の資源管理協定	「取組の効果があり継続する」	<ul style="list-style-type: none"> ●ずわいがに日本海系群B海域
かつお及びびんながに関する遠洋かつお一本釣り漁業の資源管理協定	「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	<ul style="list-style-type: none"> ○かつお（中西部太平洋条約海域） ○びんなが（北西太平洋海域） ○びんなが（南西太平洋海域）
遠洋まぐろはえ縄漁業の資源管理協定	「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」	<ul style="list-style-type: none"> ●めばち（大西洋条約海域） ●びんなが（南大西洋海域） ●めかじき（南大西洋海域） ●めかじき（北大西洋海域） ●めかじき（南西太平洋海域） ●めばち（東部太平洋条約海域） ●よしきりざめ（北大西洋海域） ●あおざめ（南大西洋海域） ●きはだ（インド洋協定海域） ●めばち（インド洋協定海域） ●にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域） ●にしくろかじき（大西洋条約海域） ●太平洋くろまぐろ（大型魚） ○めばち（中西部太平洋条約海域） ○かつお（中西部太平洋条約海域） ○きはだ（中西部太平洋条約海域） ○びんなが（北西太平洋海域） ○びんなが（南西太平洋海域） ○めかじき（北西太平洋海域） ○よしきりざめ（北西太平洋海域） ○きはだ（東部太平洋条約海域） ○びんなが（北東太平洋海域） ○きはだ（大西洋条約海域） ○かつお（インド洋協定海域） ○びんなが（インド洋協定海域） ○めかじき（インド洋協定海域）

(注1) ● : 特定水産資源、 ○ : 特定水産資源以外の水産資源

(注2) 大臣管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理が行われていない管理年度があったが、超過分については翌管理年度以降の大蔵漁獲可能量から差し引かれている

資源管理協議会による取組の効果の検証結果（一覧）

協定名	検証結果	対象資源（注1）
くろまぐろ及びその他のかつお・まぐろ類に関するかつお・まぐろ漁業の資源管理協定	「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	<ul style="list-style-type: none"> ●くろまぐろ（小型魚） ●くろまぐろ（大型魚） ○めばち（中西部太平洋条約海域） ○かつお（中西部太平洋条約海域） ○きはだ（中西部太平洋条約海域） ○びんなが（北西太平洋海域） ○めかじき（北西太平洋海域） ○よしきりざめ（北西太平洋海域） ○かつお（インド洋協定海域） ○きはだ（大西洋条約海域） ○きはだ（東部太平洋条約海域） ○びんなが（インド洋協定海域） ○びんなが（南太平洋海域） ○びんなが（北東太平洋海域） ○めかじき（インド洋協定海域） ○めばち（インド洋協定海域）
かつお、きはだ及びめばちに関する海外まき網漁業の資源管理協定	「取組の効果があり継続する」	<ul style="list-style-type: none"> ○かつお（中西部太平洋条約海域） ○きはだ（中西部太平洋条約海域） ○めばち（中西部太平洋条約海域） ○かつお（インド洋協定海域） ●きはだ（インド洋協定海域） ●めばち（インド洋協定海域）
太平洋及び東シナ海域におけるまぐろ類、かじき類、さめ類に関するかじき等流し網漁業の資源管理協定	「取組の効果があり継続する」	<ul style="list-style-type: none"> ○めばち（中西部太平洋条約海域） ○きはだ（中西部太平洋条約海域） ○めかじき（北西太平洋海域） ○びんなが（北西太平洋海域） ○よしきりざめ（北西太平洋海域）
ずわいがに日本海系群A海域に関するずわいがに漁業の資源管理協定	「取組の効果があり継続する」	<ul style="list-style-type: none"> ●ずわいがに日本海系群A海域

(注1) ● : 特定水産資源、○ : 特定水産資源以外の水産資源

(注3) 令和5年1月1日～令和5年12月31日の期間において1隻の不履行が確認されたところ、取組が確実に履行されるよう改善を求める。

(注4) 協定施行後当該漁場に出漁しておらず、漁獲実績が無い。

かつお及びびんながに関する遠洋かつお一本釣り漁業の資源管理協定

	かつお（中西部太平洋条約海域）	びんなが（北西太平洋海域）	びんなが（南西太平洋海域）
資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められるか	最新の資源評価結果によれば、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合は50.5%であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合50.5%）を達成しており、 <u>取組の効果があると認められる</u> 。	最新の資源評価結果によれば、資源は乱獲されている状態ではなく漁獲圧力も過大ではないことから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（現状の資源水準の値）を達成しており、 <u>取組の効果があると認められる</u> 。	最新の資源評価結果によれば、近年の親魚量の水準は漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の52パーセントであること、資源は乱獲されている状態ではなく漁獲圧力も過大ではないことから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の56パーセント）の達成が見込めるため、 <u>取組の効果があると認められる</u> 。
取組内容や資源管理の目標について、継続が妥当と認められるか	<p>①取組内容（年間16日以上の在港休漁）に対し、取組実績は令和4年で92日、令和5年で106日となっており、取組内容と取組実績に6～7倍の乖離があることから、<u>改良が望ましい</u>。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、<u>継続が妥当と認められる</u>。</p>	<p>①取組内容（年間16日以上の在港休漁）に対し、取組実績は令和4年で92日、令和5年で106日となっており、取組内容と取組実績に6～7倍の乖離があることから、<u>改良が望ましい</u>。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、<u>継続が妥当と認められる</u>。</p>	<p>①取組内容（年間16日以上の在港休漁）に対し、取組実績は令和4年で92日、令和5年で106日となっており、取組内容と取組実績に6～7倍の乖離があることから、<u>改良が望ましい</u>。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、<u>継続が妥当と認められる</u>。</p>
判定	⑩「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	⑩「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	⑩「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」

注：取組実績の数値は協定参加者の平均実績

資源管理基本方針の別紙2（特定水産資源）及び別紙3（特定水産資源以外の水産資源）に関する遠洋まぐろはえ縄漁業の資源管理協定

	めばち（中西部太平洋条約海域）	かつお（中西部太平洋条約海域）	きはだ（中西部太平洋条約海域）	びんなが（北西太平洋海域）
資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められるか	最新の資源評価結果によれば、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合は35%であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合34%）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合は50.5%であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合50.5%）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、近年の親魚量の水準は漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の47パーセントであることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合約46パーセント）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、資源は乱獲されている状態ではなく漁獲圧力も過大ではないことから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（現状の資源水準の値）を達成しており、取組の効果があると認められる。
取組内容や資源管理の目標について、継続が妥当と認められるか	<p>①取組内容（航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>			
判定	⑩「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	⑩「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	⑩「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	⑩「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」

	びんなが（南西太平洋海域）	めかじき（北西太平洋海域）	よしきりざめ（北西太平洋海域）	きはだ（東部太平洋条約海域）
資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められるか	最新の資源評価結果によれば、近年の親魚量の水準は漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の52パーセントであることから、資源は乱獲されている状態ではなく漁獲圧力も過大ではないことから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（最大持続生産量を達成するために必要な資源水準）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、近年の資源水準は最大持続生産量を実現する親魚量に対し2.18、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.5であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（最大持続生産量を達成するために必要な資源水準）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、近年の資源水準は最大持続生産量を実現する親魚量に対し1.17、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.445であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（資源の長期的な保存と持続的な利用を確保できる資源水準の値）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、近年の資源水準は最大持続生産量を実現する親魚量に対し1.57、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.67であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（最大持続生産量を達成するために必要な資源水準）を達成しており、取組の効果があると認められる。
取組内容や資源管理の目標について、継続が妥当と認められるか	<p>①取組内容（航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>	<p>①取組内容（航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>	<p>①取組内容（航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>	<p>①取組内容（航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は全米熱帶まぐろ類委員会（I A T T C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>
判定	⑩「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	⑩「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	⑩「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	⑩「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」

資源管理基本方針の別紙2（特定水産資源）及び別紙3（特定水産資源以外の水産資源）に関する遠洋まぐろはえ縄漁業の資源管理協定（続き）

	びんなが（北東太平洋海域）	きはだ（大西洋条約海域）	かつお（インド洋協定海域）	びんなが（インド洋協定海域）
資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められるか	最新の資源評価結果によれば、近年の親魚量の水準は漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の54パーセント（目標管理基準値は30パーセント以上）、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.49であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（資源の長期的な持続可能性を確保できる資源水準）を達成しており、 <u>取組の効果があると認められる</u> 。	最新の資源評価結果によれば、近年の資源水準は最大持続生産量を実現する親魚量に対し1.17、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.96であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（資源の持続的な利用の継続を確保できる資源水準）を達成しており、 <u>取組の効果があると認められる</u> 。	最新の資源評価結果によれば、近年の資源水準は最大持続生産量を実現する親魚量に対し2.30、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.49であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の40パーセント（最大持続生産量レベル））を達成しており、 <u>取組の効果があると認められる</u> 。	最新の資源評価結果によれば、近年の資源水準は最大持続生産量を実現する親魚量に対し1.56、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.68であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（最大持続生産量を達成するために必要な資源水準）を達成しており、 <u>取組の効果があると認められる</u> 。
取組内容や資源管理の目標について、継続が妥当と認められるか	<p>①取組内容（航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>	<p>①取組内容（航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）の合意に基づいており、<u>継続が妥当と認められる</u>。</p>	<p>①取組内容（航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標はインド洋まぐろ委員会（IOTC）の措置に基づいており、<u>継続が妥当と認められる</u>。</p>	<p>①取組内容（航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標はインド洋まぐろ委員会（IOTC）の措置に基づいており、<u>継続が妥当と認められる</u>。</p>
判定	⑩「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	⑩「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	⑩「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	⑩「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」

	めかじき（インド洋協定海域）
資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められるか	最新の資源評価結果によれば、近年の資源水準は最大持続生産量を実現する親魚量に対し1.39、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.60であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量の水準）を達成しており、 <u>取組の効果があると認められる</u> 。
取組内容や資源管理の目標について、継続が妥当と認められるか	<p>①取組内容（航海日数に対する在港の休業日数の割合を4%以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標はインド洋まぐろ委員会（IOTC）の措置に基づいており、<u>継続が妥当と認められる</u>。</p>
判定	⑩「取組の効果があったが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」

くろまぐろ及びその他のかつお・まぐろ類に関するかつお・まぐろ漁業の資源管理協定

	めばち（中西部太平洋条約海域）	かつお（中西部太平洋条約海域）	きはだ（中西部太平洋条約海域）	びんなが（北西太平洋海域）
資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められるか	最新の資源評価結果によれば、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合は35%であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合34%）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合は50.5%であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合50.5%）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、近年の親魚量の水準は漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の47パーセントであることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合約46パーセント）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、資源は乱獲されている状態ではなく漁獲圧力も過大ではないことから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（現状の資源水準の値）を達成しており、取組の効果があると認められる。
取組内容や資源管理の目標について、継続が妥当と認められるか	<p>①取組内容（1年間で入港休漁20日以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>	<p>①取組内容（1年間で入港休漁10日以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>	<p>①取組内容（1年間で入港休漁20日以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>	<p>①取組内容（1年間で入港休漁20日以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>
判定	①「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	①「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	①「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	①「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」

	めかじき（北西太平洋海域）	よしきりざめ（北西太平洋海域）
資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められるか	最新の資源評価結果によれば、近年の資源水準は最大持続生産量を実現する親魚量に対し2.18、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.5であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（最大持続生産量を達成するために必要な資源水準）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、近年の資源水準は最大持続生産量を実現する親魚量に対し1.17、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.445であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（資源の長期的な保存と持続的な利用を確保できる資源水準の値）を達成しており、取組の効果があると認められる。
取組内容や資源管理の目標について、継続が妥当と認められるか	<p>①取組内容（1年間で入港休漁20日以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>	<p>①取組内容（1年間で入港休漁20日以上）に対し、履行確認で必要とされている以上のものは必ずしも集計がなされていないため、取組内容と実績の比較ができるよう改良が望ましい。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>
判定	①「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」	①「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」

かつお、きはだ及びめばちに関する海外まき網漁業の資源管理協定

	かつお（中西部太平洋条約海域）	きはだ（中西部太平洋条約海域）	めばち（中西部太平洋条約海域）
資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められるか	最新の資源評価結果によれば、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合は50.5%であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合50.5%）を達成しており、 <u>取組の効果があると認められる。</u>	最新の資源評価結果によれば、近年の親魚量の水準は漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の47パーセントであることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合約46パーセント）を達成しており、 <u>取組の効果があると認められる。</u>	最新の資源評価結果によれば、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合は35%であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合34%）を達成しており、 <u>取組の効果があると認められる。</u>
取組内容や資源管理の目標について、継続が妥当と認められるか	<p>①取組内容（年間45日以上の日数を入港日とする）に対し、取組実績は令和4年で102日、令和5年で116日となっており、取組内容と取組実績の間に著しい乖離があるとは言えず、<u>継続が妥当と認められる。</u></p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、<u>継続が妥当と認められる。</u></p>	<p>①取組内容（年間45日以上の日数を入港日とする）に対し、取組実績は令和4年で102日、令和5年で116日となっており、取組内容と取組実績の間に著しい乖離があるとは言えず、<u>継続が妥当と認められる。</u></p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、<u>継続が妥当と認められる。</u></p>	<p>①取組内容（年間45日以上の日数を入港日とする）に対し、取組実績は令和4年で102日、令和5年で116日となっており、取組内容と取組実績の間に著しい乖離があるとは言えず、<u>継続が妥当と認められる。</u></p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、<u>継続が妥当と認められる。</u></p>
判定	「取組の効果があり継続する」	「取組の効果があり継続する」	「取組の効果があり継続する」

注：取組実績の数値は協定参加者の平均実績

太平洋及び東シナ海域におけるまぐろ類、かじき類、さめ類に関するかじき等流し網漁業の資源管理協定

	めばち（中西部太平洋条約海域）	きはだ（中西部太平洋条約海域）	めかじき（北西太平洋海域）	びんなが（北西太平洋海域）
資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められるか	最新の資源評価結果によれば、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合は35%であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、親魚資源量の割合34%）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、近年の親魚量の水準は漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の47パーセントであることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する実際の親魚資源量の割合約46パーセント）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果によれば、近年の資源水準は最大持続生産量を実現する親魚量に対し2.18、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.5であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（最大持続生産量を達成するために必要な資源水準）を達成しており、取組の効果があると認められる。	最新の資源評価結果は、資源は乱獲されている状態ではなく漁獲圧力も過大ではないことから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（現状の資源水準の値）を達成しており、取組の効果があると認められる。
取組内容や資源管理の目標について、継続が妥当と認められるか	<p>①取組内容（漁船毎の直近3か年の最高操業日数を超過しない）に対し、令和4年は協定参加者の上限合計1875日に対し、実績日数合計は1757日、令和5年の上限日数合計1875日に対し、実績日数合計は1435日となっており、取組内容と取組実績の間に著しい乖離があるとは言えず、継続が妥当と認められる。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>			
判定	「取組の効果があり継続する」	「取組の効果があり継続する」	「取組の効果があり継続する」	「取組の効果があり継続する」

	よしきりざめ（北西太平洋海域）
資源管理の目標を達成している又は資源量の増大がみられる等資源管理の目標の達成が見込めるため、取組の効果があると認められるか	最新の資源評価結果によれば、近年の資源水準は最大持続生産量を実現する親魚量に対し1.17、最大持続生産量を実現する漁獲圧力に対し0.445であることから、資源管理方針に定められた資源管理の目標（資源の長期的な保存と持続的な利用を確保できる資源水準の値）を達成しており、取組の効果があると認められる。
取組内容や資源管理の目標について、継続が妥当と認められるか	<p>①取組内容（漁船毎の直近3か年の最高操業日数を超過しない）に対し、令和4年は協定参加者の上限合計1875日に対し、実績日数合計は1757日、令和5年の上限日数合計1875日に対し、実績日数合計は1435日となっており、取組内容と取組実績の間に著しい乖離があるとは言えず、継続が妥当と認められる。</p> <p>②資源管理の目標は中西部太平洋まぐろ類委員会（W C P F C）の合意に基づいており、継続が妥当と認められる。</p>
判定	「取組の効果があり継続する」